

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成26年5月23日(金)

開会 13時30分

閉会 14時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 吉田淳

小中学校教育課 課長 鈴木憲、班長 川北浩司、指導主事 仲地正俊

指導主事 小泉恵希

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 増田和史

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、課長補佐兼班長 辻喜嗣

主幹兼社会教育主事 石谷正秀

5 議案件名及び採択の結果

件名

審議結果

議案第11号 三重県社会教育委員の委嘱について

原案可決

6 諸般の報告

件名

報告1 京都大学と三重県教育委員会との連携協定について

報告2 平成26年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告3 平成26年度第64回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を報告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成26年5月12日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第11号は、人事に関する案件であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1から報告3の報告を受けたあと、非公開の議案第11号を審議する順番とすることを承認する。

・審議事項

報告1 京都大学と三重県教育委員会との連携協定について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

報告1 京都大学と三重県教育委員会との連携協定について

京都大学と三重県教育委員会との連携協定について、別紙のとおり報告する。平成26年5月23日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

資料の1ページをご覧ください。

この度、三重県教育委員会は、京都大学と協定を締結し、連携・協力して事業に取り組むことといたしました。

今後は、京都大学の教育及び研究活動への理解を深め、指定校における教育の充実、発展に資するために必要な事業を実施していきたいと考えています。

締結式は、5月19日に京都大学で行われ、三重県教育委員会からは山口教育長、山口次長と共に、高校教育課長の長谷川が出席いたしました。

意見交換の中で京都大学の松本総長からは、「高校時代に幅広く学習に取り組んだ生徒を選抜していきたい。そのために、平成28年度入試より特色入試を実施する。」などのお話がありました。

山口教育長からは、「三重県においても、グローバル人材の育成を目指し、高校生が幅広い学習に取り組むことが大切であると考えている。」などのお話をさせていただきました。

意見交換の後、3ページの資料1の「協定書」、さらに、4ページの資料2の「覚書」に松本総長と山口教育長に署名を行っていただきました。

2ページには締結式の写真を掲載しておりますので、ご覧ください。

今後の方向性ですが、京都大学と協議のうえ、5ページにございます14校を対象に京都大学の最先端の教育や研究内容に触れる機会を創出し、各専門分野の学習を志す生徒の自立的・探求的学習の充実に取り組みたいと考えております。

なお、個別の高等学校が京都大学各学部や個別の教員との交流等を行う場合は、従来どおり、この協定によらず実施していくこととします。

【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

高校教育課長

協定書がありますのでご覧ください。

委員長

協定書と覚書ですね。

教育長

補足させてもらいますと、平成28年度入試から京都大学が特色入試をやられるということで、国際科学オリンピック大会などに出場している生徒さんとか、あるいは、京都大学で基礎コースとか発展コースというのを設けて研究体験を行い、そこでそれなりの実力があれば、推薦と同じような形で入学を許可するというようなことを考えてみえるということです。東京大学も平成28年度から推薦入試をやるということで、京都大学としても大学のパワーアップを考えて、今回、協定を結んでいるということです。

近畿の各府県も既に締結しており、徳島県が今後、締結すると聞いています。東京都とも締結するというので、「東京都の出身の学生は140～150人おまして、三重県はちょっと少ないです。もう少ししっかり学力をつけてきてください。」と総長から言われたり、いろいろな意見交換をしました。他には、特別な支援が必要な生徒への対応や、あるいは、達成度テストを文科省が進めていることについてどう思われるかなど、かなりフランクな意見交換をしました。

協定の有効期間は今後5年間ということになっていますが、その間に子どもたちが自分の目的あるいは志望を実現できるように高等学校と連携をしたいと思っております。

委員長

補足のご説明もありました。何かございますか。

前田委員

2点あります。指定校は「ここに指定します。」と三重県教育委員会が決められたんですね。

高校教育課長

教育委員会と京都大学が相談をして決めさせていただきました。

前田委員

何かの数値的な基準はないんですか。

高校教育課長

進学ネットワーク12校というのがございまして、14校のうち尾鷲高校と木本高校以外でネットワークを作っています。県教委でこの進学ネットワーク12校に尾鷲高校、木本高校を加えて進学指導向上対策検討会というものを組織しております。今回、その母体があったということに加え、教育委員会がいつも秋に「進学対策ハイパー講座」というものを実施しております、これも同じ14校を対象としてやっていることから、その両方を踏まえて、今回14校に決めさせていただきました。

前田委員

2点目は、5年間の間、例えばこの1年直近の何か具体的なイベントとございますか、計画はここには入ってないと思いますが、何か思ってみえることを。

高校教育課長

先ほど申し上げました「進学対策ハイパー講座」というものを行っておりまして、そのときにいつも生徒たちの意欲を高めるために講演会のようなものも取り入れて行っております。今年は京都大学の先生に来ていただくかと思っています。

前田委員

5年間は長いというのか短い。何か到達点というか、起承転結みたいなスケジュールを組まれるのですか。

高校教育課長

今のところ、5年後にこういうふうになっているという具体的なイメージはできていません。今年に関しては、まずは進学対策ハイパー講座での交流かと思っていますが、今後、京都大学のほうで様々な取組がありますので、その中で話をしながら進めていきたいと思っています。

前田委員

質問というより意見ですが、ここで5年間というのは、直近のことで何かをやるということも大事だと思いますが、総論的に何をこの5年間でしようかという大計画というのか、大目標というのか、必ずしもそれが数値的なものは入らなくても僕はいいと思いますが、大目標、大計画があって、そこへ行くまでのステップバイステップのものがあると、先生方が道標にできるんじゃないか。そのほうがより関わりやすいんじゃないか、これは私の意見です。

委員長

今の点についてはよろしいですか。

今後5年間はこの協定が続くわけで、連携教育の内容、協定書の第2条であるとか、覚書の第3条などを見ていると、まだこれからやるべき事を検討していきましょうというスタンスではありますが、例えば、高等学校と学士教育課程との接続に関する調査計画とかいうのがありますから、単位の先取りの話であるとか、飛び級であるとか、そういう話であっても可能といえば可能ですね。それを具体的に5年後に今後の協議の中で実現を図っていくんだとか、そういう目標はある程度示される必要があるんじゃないかとは思いますが。漫然と先生の派遣と、指定校だから、完全にそれで推薦入試の枠取りの話になっているので。それと、5年間で過ぎてしまったら意味がないと思うので。そこはお願いしたいです。

教育長

そういうことですね。現在の段階では、京都大学のほうで「SSHエクステンション」という事業を組んだり、いろいろなメニューを私も聞かせていただきましたが、まだオープンにはできないということでした。京都大学は高校生について、三重県だけではないですが、協定を結んだ県としっかり連携したいというのが明確になっています。今度は私ども三重県が、三重県教育委員会としてしっかりと目的をもって、前田委員や委員長が言われたようなことも考えていかなければいけないと思っています。ぜひ、地元の大学だけではなくに、いい関係にしたいと考えています。

委員長

他には何かございますか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成26年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について (公開)

(鈴木小中学校教育課長説明)

報告2 平成26年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成26年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成26年5月23日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

今年度は、来年度から小学校で使用する教科書の採択の年にあたります。

県教育委員会は、法律の定めによりまして市町等教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導・助言、又は援助を行わなければなりません。そのため、先月4月24日に第1回の三重県教科用図書選定審議会を開催いたしました。

1ページが、その概要です。3項目目の会長、副会長の選出のところですが、20名の委員の中から三重大学教育学部長の藤田教授に会長を、津市立一身田小学校の古金谷校長に副会長をそれぞれお願いいたしました。

5項目目の諮問につきましては、県教育委員会から審議会に対しまして、平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について諮問を行いました。

3ページの資料1をご覧ください。これが諮問文です。教科用図書採択地区協議会規約例をはじめ、5点につきまして諮問を行いました。下記のところに書いております。

1ページにお戻りください。6の説明のところですが、審議に入る前に、事務局から教科用図書の採択と教科用図書選定審議会の法的な位置づけなどについて説明を行いました。その後、現在、使用している小学校用の教科書を閲覧していただく時間を取らせていただきました。

次に、2ページをご覧ください。7項目目の審議についてですが、今年度の小学校用の教科書採択にあたって、県教育委員会が市町等教育委員会や採択協議会に対して指導・助言、又は援助を行うための(1)から(4)までの4項目についてご審議をいただきました。

まず、審議の(1)教科用図書採択地区協議会規約例(案)についてです。これに

つきましては、4ページの資料2をご覧ください。前回、平成22年度が小学校用教科書の採択の年度でした。その際に作成した規約例に、第10条を新たに追加をして提案をいたしました。第10条が新たに追加したものです。

次に、2つ目の審議事項に移ります。(2)につきましては、その次のページ、5ページの資料3です。教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準(案)、これにつきましては、前回、22年度の小学校用教科書採択に際して作成した採択基準を基本として提案をいたしました。

3つ目の審議事項の(3)三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目(案)については、6ページです。この調査実施項目につきましては、学習指導要領の改訂を踏まえて、前回、22年度にいくつかの修正を行いました。今回は、前回と同様の調査実施項目として提案をいたしました。

さらに、審議(4)の三重県教科用図書選定審議会調査員、小学校調査員については、人事案件であるため非公開で行いました。調査員は、市町等教育委員会から推薦された者であることを説明し、ご審議いただきました。

2ページにお戻りください。審議の概要のところ、上段の【 】のところですが、委員からは審議(1)から(3)の資料の中で、前回からの変更点は、審議(1)の採択地区協議会規約例の第10条だけか。それから、教科書展示会でコメントを求めるのは保護者のみか。そして、採択においては調査員の意見が大きな比重を占めている。今までどのような人がされてきたのか。また、小学校の教科書の調査員として中学校の教員ではいけないのか。それから、採択地区協議会の期間や回数について教えてほしいなどの質問が出され、事務局からご覧いただいているような回答をさせていただきました。

以上のような審議の結果、審議資料の(1)から(3)については、原案どおりと決定されました。また、審議資料(4)につきましては、必要な修正を加え、調査員1名の学校名が間違えているというようなことが委員からご指摘がありましたので、この訂正を加えて決定をされました。

今後の予定ですが、5月中をめどに調査員による教科書の調査研究を行いまして、平成27年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料を作成し、その後、6月16日に第2回の教科用図書選定審議会を開催して、参考資料についての審議を行う予定でございます。

以上、平成26年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果についてご報告いたします。

【質疑】

委員長

報告2についてはいかがでしょうか。

森脇委員

審議(1)の第10条を加えた理由を教えてくださいませんか。

小中学校教育課長

この10条については、採択地区協議会で協議が整わなかった場合の再協議の手続

き等を示したものです。これについては、文部科学省から平成24年9月に通知がありました。その通知の中で一部読み上げさせていただきますと、『協議が整わない場合の再協議の手続きや、最終的な合意形成の方法をあらかじめ教育委員会間の調整のもと、定めるよう指導するとともに、協議が整わない場合には適切な指導・助言を行い、採択地区内で同一の教科書となるよう指導に努めること』、このような通知がありました。今回、小学校用の教科書の採択の年度ですので、協議会の項目の中に入れてさせていただきました。

森脇委員

そしたら、中学校のほうも入っているということですか。

小中学校教育課長

来年度が中学校の教科書採択の年度ですので、来年度の協議会で入れる予定です。

教育長

法改正ではないのか。通知でやっているのと違うんじゃないのか。通知ですか。根本は無償措置法の話ではないですか。

小中学校教育課長

あらかじめ、再協議の方法を定めるという部分については、法律でなく、通知です。

教育長

その部分は捉え方。大きな改正は、無償措置法が改正になって、単独でも採択地区を設定できるようになったこと。

委員長

採択地区の話でしょう、単独でいいという話になったというのは。

教育長

それは関係ないんですね、今回ののは。

小中学校教育課長

今回の採択地区協議会の規約例に10条を盛り込んだことについては、この本年4月の法改正の部分とは関連はあるのですが、直接は関係はないということです。

教育長

大もとはあっても、この規約例は影響を受けないということでもいいんですか。

委員長

そこはどうでしょう。法改正はあったんですね。

教育長

ありました。今、揉めているわけですね。だから、協議が整わなかった場合は、例えば、3市町が採択地区になっていて、ある町が単独でいきたいというときには、この規約例からは読み取れないですね。もし整わなかった場合に従うしかないですが、それでいいんですね。採択地区の協議会の規約例なので分かります。こちらの4ページの10条の1号、2号とあって、ここには整わなかった場合の単独採択というのは何も書いてないので、それはいいんですね、協議会の規約なのでそれは要りませんということで、法で解釈していくということですか。

小中学校教育課長

これは委員おっしゃるように、採択地区協議会で協議が整わなかった場合の手続き

を示しているものでして、その後、各教育委員会で採択の決定を行うわけですが、そのときに、今、問題になっているようなことが起こった場合は、法律において規定されていると考えております。

学習支援担当次長

採択地区の組み合わせといいますか、そもそものところは、教育長も言っておりますように無償措置法に基づいて県教委告示で定まっています。そこで、フィックスしますので、新聞を賑わせている問題は、一義的にはそのところで。その単位が郡というものから市町村合併が進みましたので、市町村という形になったということで、これは設定された後の中での話であると。

委員長

そうすると、あまり考えにくいですが、竹富町のようなケースが起こったときには、これではなくてもう一度採択地区を見直すというのは、県の教育委員会がそう決めればいいという感じなんですね。

学習支援担当次長

少なくとも形式的にはそういう整理でございます。

教育長

その手順はどうですか。

小中学校教育課長

いったん、採択地区協議会で教科書を種目ごとに一つ決まった場合に、それを各教育委員会に持ち帰って教育委員会定例会で決めるわけですが、そこで協議会の決定と教育委員会の決定で違いが出てきた場合、今回の竹富町の問題ですが、その場合は、第10条の2のところで、もう一度、協議会で協議をし直すという規定までは盛り込んでいるということです。

委員長

それで具体的な再協議の方法は第1回協議会で決定するので、そこまで決めておかないといけないということですね。

教育長

そうすると、採択地区の設定について県教委の手順はあるんですか。というのは、単独採択ということを守るための基準は何か持っていますかと聞いています。だから、ここへは影響されないということは分かっていますので、法改正があって、その採択地区の設定の告示に変更するという手順があるかどうかということです。例えば、今回の場合であれば、調査員が手当てできるならどうかとかいろいろ出てますね。そういうことについての何かがあるのかというのはどうですか。

小中学校教育課長

回答になっているかどうかわかりませんが、いったん、採択地区が設定されている限りは、その採択地区内では同一の教科書を採択しなければならないことになってきますので、一致しなかったときに採択地区を変更するということは、今のところは考えてはいないということですが。事前に決定した採択地区においては、同一の教科書を採択するという前提で法律ができておりますので、その法律に従って採択をしていくということになると考えています。

委員長

無償措置法上、そうなっているということですね。だから、竹富町のケースがその意味で言えばレアだし、あれ自体は採択単位を市町村に、ある意味、後追的に法改正して、つじつまを合わせた形ですね。

教育長

そうではないと思います。本来なら違法状態を正常状態にして認めるのが筋だと私は思います。違法のまま、法改正を訴える利益がないので訴えないというのでは、わがままに法を違反しておいてというのが、毅然とした態度、小さな町をいじめてはいけないということでああいう判断になったんだらうとは思いますが、子どもたちが教科書を途中で変えるのは、今日も官速に載っておりましたが、ちょっと分かりづらいので、きちんと告示で設定してあるからいいというのであれば、それでいいんですが、今後、もし離脱したりとかいうことがあった場合はどうなのかということは、よく考えておかないといけないと思います。こういうようになって政治問題化すると理屈ではいかなないようにできるので、手順だけ県教委が採択地区の設定についての告示を行うのであれば、どういう聴き取りをするかという手順としては持っているべきだと私は思うので。

委員長

そこをお願いします。これは地区の採択協議会の部分ですからこれはこれで第10条に追加されたことも、これでいいんだらうということですね。

他に何かございますか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 平成26年度第64回三重県高等学校総合体育大会の開催について (公開) (阿形保健体育課長説明)

報告3 平成26年度第64回三重県高等学校総合体育大会の開催について

平成26年度第64回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成26年5月23日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。平成26年度第64回三重県高等学校総合体育大会については、一部競技を除いて、平成26年5月30日金曜日から6月1日日曜日の期間で、全日制69校、定時制13校、通信制5校、高等専門学校3校、約16,000人の生徒が参加し、県内各地で開催されます。

2ページをご覧ください。開催種目・会場は、2ページに一覧で示させていただいたとおりです。

総合開会式につきましては、3ページをご覧ください。平成26年5月31日土曜日、午前9時30分から、亀山市西野公園体育館において開催され、平成25年度大会の全日制及び定通制総合優勝校、全日制は、男子は四日市工業高等学校、女子はいなべ総合学園高等学校、定時制は男子は大橋学園高等学校、女子は徳風高等学校の代表、及び西野公園体育館を試合会場とする剣道競技の役員、出場者約400名が参加

する予定です。県教育委員会からは教育長に出席いただくことになっています。

選手宣誓は亀山高等学校剣道部3年の與那嶺好香（よなみね このか）さんが行うことになっています。

1 ページにお戻りください。11の表彰ですが、本年度の学校対抗の表彰については、7月8日火曜日に県総合文化センター中ホールにおいて、学校対抗得点方式による総合成績の表彰を行います。全日制男女別、定通制男女別総合優勝校に主催者から持ち回り優勝旗、賞状、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定通制は3位まで賞状と優勝盾が授与されます。

なお、県総体の記録本部は、稲生高等学校内の「県高等学校体育連盟事務局」に置き、記録集計、記録発送、問い合わせ等に対応します。

各種目会場と日程につきましては、再度のご案内ですが、2ページをご覧ください。

【質疑】

委員長

報告3については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご苦労さまですが、どうかよろしくお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第11号 三重県社会教育委員の委嘱について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。